

秋田県条例第三十五号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年秋田県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「六千四百円」を「八千円」に改め、同項第二号中「六千円」を「七千五百円」に改め、同項第三号中「三千四百円」を「四千二百五十円」に改め、同項第四号中「二千四百円（人事委員会規則で定める時間を超えて当該業務に従事した場合にあっては、三千円）」を「三千円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。